

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（第3回）

日時 令和7年6月27日（金）13:00～15:00

場所 Web開催

○山本委員長 定刻となりましたので、ただいまより、第3回「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員の出欠状況について事務局から説明をお願いします。

○事務局（北嶋） ありがとうございます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課の専門官の北嶋です。本日は御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の交代について御連絡いたします。生田正幸委員に代わりまして、北海道大学大学院経済学研究院准教授の相澤俊明委員に御参画をいただくこととなりました。

それでは、相澤委員、一言お願いできますでしょうか。

○相澤委員 北海道大学経済学研究院の相澤です。

私は健康と医療に関する経済学を専門にしており、大学では統計学やデータ分析の授業を担当しております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（北嶋） 相澤委員、ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠についてですが、小澤温委員は御欠席です。

また、長島公之委員は、14時頃に御退室予定と伺っております。

続きまして、会議開催前に注意事項等のアナウンスをいたします。

本日は、YouTube上でライブ配信を行っております。本会議はアーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能です。

議事録作成のために、事務局にて録音させていただきますので、御了承をお願いいたします。議事録作成後に録音ファイルは消去いたします。なお、非公開の議事については、議事録の公開はいたしません。

YouTube配信を御視聴の方は、配信画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することは禁止されておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、各委員からの御発言についてお願ひがござります。

御発言の際は、挙手あるいはZoomの「手を挙げる」機能を使用し、まずお名前を名乗っていただきますようお願ひいたします。また、配信にて手話通訳及び要約筆記を行っているため、可能な限りゆっくり分かりやすくお話しください。資料の記載内容について御発言される場合は、資料番号、記載ページ、内容の位置について御教示ください。なお、委員の皆様におかれましては、発言後はマイクのスイッチをオフにしていただきますようお願ひいたします。円滑な会議運営に御協力をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

議事次第を御覧ください。本日の議事と資料一覧が記載されております。資料はお手元にございますか。

本日の公開議事の資料として、資料1「他DBとの連結申出の手続き・審査体制等について」がございます。本日、資料を画面投影して御説明いたしますが、適宜、事務局から送付しております資料もお手元で御参照いただければと存じます。御不明な点等ございましたら、会議のチャットに書いていただくか、御発言をいただければと存じます。

御不明な点はございませんでしょうか。

よろしければ、山本委員長に進行をお渡しさせていただきます。それでは、山本委員長、よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 それでは、本日の議事次第に従って、議事に入らせていただきます。

まず、議題1「他DBとの連結申出の手続き・審査体制等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（北嶋） ありがとうございます。事務局です。

資料1「他DBとの連結申出の手続き・審査体制等について」の資料を御覧ください。

まず、1ページ目です。前回の議事の振り返りと今回の議事についてです。第1回の専門委員会において、ガイドラインの論点の中で、審査体制として、他の公的データベースとは合同の審査会は設置をせず、各データベースのそれぞれの審査会で諮ることを御説明申し上げました。第1回専門委員会資料2－2「障害福祉DBデータの第三者提供に係る手続について」においては、障害福祉DBのデータの単独の利用、連結の利用を区別しないで、申出から公表までのプロセスの概略、申出者に提出いただく書類の一覧、専門委員会における主な審査の観点を御説明申し上げました。今回は連結先のデータベースの候補

が挙げられておりますため、その審査体制をデータベースごとに示すことで、審査体制を具体化いたします。また、連結申出特有の留意点を御説明申し上げます。

続きまして、資料の3ページ目です。現在、法令上、連結が可能となっているデータベースの一覧です。第三者提供を既に開始しており、他の公的DBとの連結解析を可能としている法案が成立しているデータベースは7種類ございます。令和7年7月時点における、他のデータベースとの連結状況は以下の表のとおりです。

NDBについては、難病DB、小慢DB以外の4つのデータベースと連結解析が可能となってございます。

介護DBにおいても、NDB、DPCDB、iDB、次世代DBと4つのデータベースとの連結解析が可能となっております。

DPCDBについても同様に、難病DB、小慢DB以外のデータベースとの連結解析が可能ということになっております。

一方で、難病DB、小慢DBにおいては、難病DBについては小慢DBとの連結、小慢DBについても難病DBとの連結が可能となっている状況です。

感染症のデータベースであるiDBについては、NDB、介護DB、DPCDBと連結解析が可能という状況です。

次世代DBについてもiDBと同様に、NDB、介護DB、DPCDBと連結解析が可能という現状です。

続きまして、4ページ目です。NDBにおいては連結解析が障害福祉DBと比べて先行している状況です。NDBにおいては、順次、他のデータベースとの連結解析を可能としていく方針です。

5ページ目です。この状況を踏まえて、障害福祉DBの連結先のデータベースの案として、こちらに記載がございます。先行するNDBと同様に、現時点で連結解析が可能な全ての公的DB及び次世代DBと連結解析してはどうかと考えております。

なお、連結先データベースの種類や研究テーマの設定によっては、個人特定のおそれがある内容となる可能性がございますが、専門委員会の個別の審査にて詳細を確認した上で第三者提供を認めないとすることや、成果物の公表前の確認において公表を認めないとすることが可能なため、連結先データベースについては、現時点で連結が可能な全ての公的DB及び次世代DBとしても差し支えないと考えております。

続きまして、7ページ目です。第三者提供の流れを具体的に申出から公表までというこ

とで、連結申出の場合についての記載をしてございます。連結申出の場合の手続については、それぞれのデータベースの事務局へ申出をするということを除き、障害福祉DB単独の申出の場合と同様です。連結申出の場合においては、各データベースの事務局において、それぞれのプロセスで連携をしながら進めていくものとしております。

続きまして、9ページ目です。連結申出の際には、単独のデータベースでの申出の場合と異なりまして、追加される審査の観点がございます。他の公的DBと同様に、審査においては、他の公的DBとの連結申出について、障害福祉DB単独の場合と同様の観点に加え、連結案件特有の観点に基づいて審査を行うこととしてよいかお諮りしたいと存じます。

障害福祉DBの独自の観点として、人権を尊重して、障害者及び障害児の差別や偏見につながらないよう、十分に配慮しているかというものがございます。連結の場合には追加される審査の観点として、連結の際の個人の特定のリスクがございます。この観点に基づいて、連結申出の際の審査を行うこととしてよろしいか、お伺いをさせていただきたいと考えております。

11ページ目です。障害福祉DBにおいての他のデータベースとの連結申出の審査体制を記載しております。障害福祉DBと他のNDB、介護DB等の連結解析が可能となった場合には、記載されているような形での審査体制を想定しています。

12ページ目です。次世代DBについては、連結解析における案件の審査の順序として、他の公的DBと同様に、次世代DBとの連結解析に係る案件については、次世代DBの認定事業者の審査後に障害福祉DBの提供申出に対する審査を行うこととしてはどうかと考えております。

13ページ目、14ページ目においては、障害福祉DBのガイドライン案においての連結解析に関する記載を列挙しております。

事務局からの御説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました資料及びその説明に基づきまして、御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

長島先生、どうぞ。

○長島委員 日本医師会の長島です。

1番の連結先のデータベースに関しては、5ページの表にあるように、各データベースに関してユースケースがしっかりとあること、先行するNDBでも同様にしていること、また

個人特定のおそれに関しては、個別のケースで個別審査や公表前確認でチェックできること、以上から、この案のとおりに進めてよいと考えています。

また、2、3、4に関しても、他の公的DBと同様のものをベースにして、本障害福祉DBならではのものを加えているということで、特に異論ございません。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

他に追加の御意見はございませんでしょうか。

今橋先生、どうぞ。

○今橋委員 国立障害者リハビリテーションセンターの今橋と申します。御説明ありがとうございます。

12枚目のスライドの一番上のところで、他の公的DBと同様に、次世代DBとの連結解析に係る案件については、次世代DBの認定事業者の審査後に行うこととしてはどうかという御提案がありますが、これについて（次世代DBの）審査後にすることのメリットを詳しく教えていただけますでしょうか。

○山本委員長 次世代DBは、集められる情報が限定されておらず、各医療機関から場合によってはほぼ電子カルテの情報全てを集めてきているので、何を使って研究をするかは、研究テーマごとに項目が決まっています。他の例えばNDBだとレセプトに載っている項目はおよそ分かるわけですが、次世代DBの場合はどういう項目と連結するのかがなかなか分からぬので、次世代DBの方針が決まってから、次世代DBから出てくる項目を勘案して、障害福祉DBを組み合わせることによるリスク評価をしないといけないということで、あらかじめ次世代DBを確定してからということになるのだろうと思っております。

○今橋委員 大変よく分かりました。ありがとうございます。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、特に反対の御意見もございませんので、事務局の御提案どおりの方針で進めてよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に進みたいと思います。次からは非公開になりますので、公開の議事は以上となります。

事務局から適切なアナウンスをお願いいたします。

○事務局（北嶋） ありがとうございます。事務局です。

それでは、ここからは模擬審査の内容に関する審議を行いますので、非公開とさせていただきます。YouTube上でのライブ配信はここまでとさせていただきます。本会議のaker配信は行いません。本日は御視聴いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ライブ配信の終了をお願いします。

（これ以降は非公開）

それでは、議事に関しては以上になります。

事務局からアナウンスがあればお願ひいたします。

○事務局（北嶋） 事務局です。

本日は御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

御指摘のあった部分については、確認を取らせていただきまして、必要な準備を進めたく存じます。

次の第4回専門委員会については、別途事務局より御連絡をいたします。

以上です。

○山本委員長 それでは、以上をもちまして、第3回「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を終了いたします。

どうも本日はありがとうございました。

（了）